【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 令和2年10月16日

 【会社名】
 横浜魚類株式会社

【英訳名】YOKOHAMA GYORUI CO.,LTD.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 石井 良輔【本店の所在の場所】横浜市神奈川区山内町1番地

【電話番号】 045(459)3800

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部部長 塚本 秋宏

【最寄りの連絡場所】 横浜市神奈川区山内町1番地

【電話番号】 045(459)3800

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部部長 塚本 秋宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1)

1【提出理由】

当社の販売先である有限会社丸天水産への売掛債権の弁済について、裁判所に調停の申立をしておりますが、令和2年 10月12日付で裁判所による調停案が出されたことにより、同社に対する債権について下記のとおり取立不能のおそれが生じましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1債権の取立不能又は取立遅延に関する事項

(1)債務者の名称等

名称:有限会社丸天水産

所在地: 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥15-20-12サニーパレス402

代表者の役職・氏名:代表取締役 新藤 坦 事業内容 : 水産加工品の販売

資本金: 3百万円

当社との関係: 資本関係、人的関係はいずれも該当事項はありません。また、取引関係は直前年度の当社売

上高はありません。

(2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

令和2年10月12日 裁判所による調停案が出されたこと。

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

売掛金 66百万円

(4) 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

本債権につきましては、既に有税による貸倒引当金が全額計上されておりますので、当期の業績に及ぼす影響はありません。

以 上